

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】令和3年8月19日(2021.8.19)

【公表番号】特表2020-529329(P2020-529329A)

【公表日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【年通号数】公開・登録公報2020-041

【出願番号】特願2020-504696(P2020-504696)

【国際特許分類】

B 24 D 11/04 (2006.01)

A 47 L 13/16 (2006.01)

B 24 D 11/00 (2006.01)

【F I】

B 24 D 11/04

A 47 L 13/16 D

B 24 D 11/00 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年7月7日(2021.7.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表面処理物品であって、

ウェブが開いた嵩高の不織布纖維を含む円形基材であって、第1の主面を有する円形基材と、

前記第1の主面上に配置された研磨剤及び樹脂を含むコーティングと、
を備え、

前記研磨剤は、前記円形基材の中心から測定される第1の半径において第1の濃度を有し、

前記研磨剤は、前記円形基材の中心から測定される第2の半径において前記第1の濃度に等しくない第2の濃度を有し、前記第1の半径及び前記第2の半径は、異なる長さであり、前記第1の半径の長さは前記第2の半径の長さよりも小さく、

前記第1の濃度及び前記第2の濃度は、ゼロよりも大きい、表面処理物品。

【請求項2】

前記第1の濃度が、前記第2の濃度よりも高い、請求項1に記載の表面処理物品。

【請求項3】

前記第2の濃度が、前記第1の濃度よりも高い、請求項1に記載の表面処理物品。

【請求項4】

前記コーティングが、前記第1の主面上に径方向に不均一な勾配で配置される、請求項1に記載の表面処理物品。

【請求項5】

前記第1の半径における前記第2の半径までの前記研磨剤の濃度が、前記第1の濃度から前記第2の濃度まで勾配分布で減少する、請求項1に記載の表面処理物品。

【請求項6】

前記第1の半径における前記第2の半径までの前記研磨剤の濃度が、前記第1の濃度から前記第2の濃度まで勾配分布で増加する、請求項1に記載の表面処理物品。

【請求項 7】

前記第1の濃度又は前記第2の濃度が、前記表面処理物品の前記第1の主面の最大研磨剤濃度である、請求項1に記載の表面処理物品。

【請求項 8】

前記第1の濃度又は前記第2の濃度が、前記表面処理物品の前記第1の主面の最小研磨剤濃度である、請求項1に記載の表面処理物品。

【請求項 9】

表面処理物品であって、

天然繊維、ポリアミド、ポリエステル、レーヨン、ポリエチレン、ポリプロピレン、又はこれらの組み合わせを有するとともに、第1の主面を有する、円形基材と、

前記第1の主面上に径方向に不均一な勾配で配置された单一の研磨剤配合物を含むコートィングと、

を備え、

前記単一の研磨剤配合物は、第1の半径において第1の濃度を有し、

前記単一の研磨剤配合物は、前記第1の半径とは異なる長さである第2の半径において第2の濃度を有し、前記第2の濃度に対する前記第1の濃度の比は、約2：1～約1.1：1の範囲であり、前記第1の半径の長さは前記第2の半径の長さよりも小さい、表面処理物品。

【請求項 10】

表面処理物品であって、

天然繊維、ポリアミド、ポリエステル、レーヨン、ポリエチレン、ポリプロピレン、又はこれらの組み合わせを有するとともに、第1の主面を有する、円形基材と、

前記第1の主面上に径方向に不均一な勾配で配置された单一の研磨剤配合物を含むコートィングと、

を備え、

前記単一の研磨剤配合物は、前記基材の中心から測定される第1の半径において第1の濃度を有し、

前記単一の研磨剤配合物は、前記第1の半径とは異なる長さである、前記基材の中心から測定される第2の半径において第2の濃度を有し、前記第2の濃度に対する前記第1の濃度の比は、1：1.2～約1：2.2であり、前記第1の半径の長さは前記第2の半径の長さよりも小さい、表面処理物品。